

平成28年度第1回振興部会議事録

1 開催年月日 : 平成28年4月28日(木) 午後4時

2 場 所 : 鹿児島市役所みなと大通り別館6階 会議室

出席委員 : 19人 上田 ゆういち, 上原 勲, 上久木田 静雄, 上四元 正昭,
仮屋 幸孝, 白川 隆, 弟子丸 宗一, 永尾 寛, 中村 秀彦,
西 信一, 西園 勝, 鳩宿 隆雄, 平原 隆一, 福嶋 健十郎,
福永 大悟, 外園 義興, 堀之内 薫, 松元 照雄, 脇田 サトエ

欠席委員 : 1人 藺田 裕之

事務局 : 川村事務局長, 永野主幹, 引地主任, 徳永専門員, 山口主査,
上原主査, 村山主任, 吉永主任, 中村主任, 河野主査, 二俣主査,
有田主査, 瀧畑主任, 原口主査, 吉村主任, 高橋主査,
宇出津主査, 内村主査, 池田主事

3 議 題 : 相続税の納税猶予に関する件について

4 研 修 会 : 「鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例の一部改正について」

説明: 都市計画部 土地利用調整課

<p>議 長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成28年度第1回振興部会を開催いたします。</p> <p>本日は、初めに、4月1日付けで行なわれました、事務局職員の人事異動について、川村事務局長から紹介をお願いします。</p> <p>(事務局長 転入職員紹介)</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。20人中19人の出席で、過半数以上が出席しておりますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が藺田委員から提出されております。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、当席からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>それでは、弟子丸委員と、脇田委員をお願いいたします。</p> <p>本日は、議題が1件、研修会が1件でございます。</p> <p>はじめに、議題「相続税の納税猶予に関する件について」です。</p> <p>それでは、調査を行った15番委員、資料に基づいて、ご説明をお願いします。</p>
<p>15番委員</p>	<p>お手元の資料をご覧ください。</p> <p>この証明は、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農を継続することにより、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予又は免除する、相続税の納税猶予の申請に係るものでございます。</p> <p>今回3件の申請がありましたが、全て同じ被相続人の子で、今回が4回目の発行となります。</p> <p>3件とも平成28年4月13日に議長、私、事務局職員4名の計6名で現地調査を行いましたので、その結果についてご説明申し上げます。</p> <p>まず資料1からです。特例適用農地1は、ビニールハウスが3棟ありまして、アスパラガス、レタス、小松菜、トマト、ほうれん草、インゲンを作付け中でした。また、露地に、玉ネギ、葉ネギ、深ネギ、キャベツ、トマト、人参、インゲンを作付け中、ミカン、キンカン、イチジクを植付け中でした。</p> <p>次に特例適用農地2は、カボチャ、白菜、そら豆、キャベツ、深ネギ、グリーンピース、ブロッコリー、ジャガイモ、エンドウ豆、里芋を作付け中でした。</p> <p>次に資料2をご覧ください。</p> <p>特例適用農地1は、ビニールハウスが3棟あり、そのうち1棟には、スイカ、ナス、ミニヒマワリ、レタス、クレソンの苗を育成中でありました。あとの2棟には、</p>

	<p>ジャガイモ、トウモロコシ、枝豆、そら豆、カボチャ、トマト、サラダセット、インゲン、バジルを作付け中でした。また、露地には、ニラ、ミョウガ、キャベツ、レタス、ブロッコリー、白菜、深ネギを作付け中であり、ミカン、イチジク、プラム、ブルーベリー、ユズを植付け中でした。</p> <p>最後に資料3をご覧ください。特例適用農地1と2は、続き地で、ビニールハウス2棟にはユリを植付け中であり、キュウリ、トマト、カブを作付け中でした。</p> <p>また、露地に、葉ネギ、大根、玉ネギ、キャベツ、ブロッコリーを作付け中、ユリ、菊を植付け中でした。</p> <p>したがいまして、資料1から3の各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っていることを確認しましたので、それぞれ「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断したところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査委員から説明がございましたが、何か、ご意見、ご質問等、ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、議題「相続税の納税猶予に関する件について」につきましては、原案どおり決定することにします。</p> <p>続きまして、「鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例の一部改正」について、都市計画部 土地利用調整課 審査係 松寄様と下松様に説明していただきます。</p> <p>松寄様、下松様におかれましては、お忙しい中、今回の研修をお引き受けくださりまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、よろしく申し上げます。</p> <p>(講話)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日お話いただいた「鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例の一部改正」について、何かご質問等ございましたら、お願いします。</p>
<p>15番委員</p>	<p>21ページのこのブロックを撤去して、この写真を見れば側溝がありますよね。側溝を入れての4mですか。この道路の部分ですか。側溝も入れるのですか。</p>
<p>土地利用調整課</p>	<p>この4mと書いてあるのは、反対側の少し段がありますよね。ブロックと反対側の境と思われる側溝との隙間がありますよね。その段の所から側溝の淵までが4m</p>

	ない道路の場合を言っています。
15番委員	これが4m未満で、ブロックを崩したら4mになったら、この側溝も入るわけですね。
土地利用調整課	そうです。場所によっては側溝のない所もあります。
議長	他にございませんか。
9番委員	今のですが、側溝までは市のものですか。
土地利用調整課	道路によっては、鹿児島市道の4mない道路もありますが、建築基準法で家建てていい道路ですよというのがあるのですが、鹿児島市の所有でない場合もあります。
9番委員	側溝の部分がですか。
土地利用調整課	全体がです。
9番委員	それは、市道、農道全然関係なく4mと。要するに通れる所が4m以上あればいいということでしょうか。
土地利用調整課	建築基準法上の道路に該当するのかもしれないというのが、まず大前提です。
9番委員	そこを聞きたいのですよ。この左側の部分が個人のものであっても、道路として見なすのかどうかですよ。
土地利用調整課	反対側の方が同じように建物を建てる時に、セットバックしますよね。元々の基準の道路の幅員というのは決まっていると思うのですが、その中心から2m、お互い引いていただくというのがセットバックとなっております。
9番委員	道路と見なすのは、個人の所有であっていいのですか。個人の方が持ってらっしゃる土地ですよ。
土地利用調整課	元々の道路の幅員というのは決まっています。
9番委員	結局、個人の持ち物はだめということなんですね。
14番委員	それはいいのではないですか。新たに開発許可が要る時、4mないといけないということですよ。

<p>土地利用調整課</p>	<p>(図面を書きながら) 元々の道路の幅員というのが、例えば2.8mとか3mとかの場合に、これの中心からお互いが2mずつ取りなさいよと。これがセットバックの考え方です。なので、こちらの方が例えば個人所有でここを少し広げていました。これは関係ないです。元々の道路の幅員がどこなのか、自分がどれだけ下がらないといけないのかというのが関係してきます。ここの範囲が2mの範囲に、例えば擁壁とかブロックとかあれば、そこは提供して道路の形態としてもらわないといけないです。</p>
<p>8番委員</p>	<p>道路の形態にするのはいいけど、所有は個人のままでいいですか。</p>
<p>土地利用調整課</p>	<p>所有はそのままです。</p>
<p>8番委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>19番委員</p>	<p>堤防道路があつて、3m、3m田んぼを作つて、谷山北中の前ですが、宅地化になっていて全部、ここに残った里道があるわけです。それがここで切れているわけです。ここを工事してないんですよ。谷底になって、下に用水があるのですが、この里道というのは途切れているんです。道路まできてないんです。</p>
<p>土地利用調整課</p>	<p>その道路の開発にあたっては、各管理者と協議するとなっていて、里道であれば、谷山北中の所であれば谷山農林課になるのですが、ここと開発者が協議をして、どういう形ですするというのをしないとダメです。今の現場は、完成された土地になっていますか</p>
<p>19番委員</p>	<p>杭だけは打ってあります。畑にした所と建物から出入りはできます。そこから里道分の杭は打ってあるんですが、谷底で人が通れる状態ではないです。</p>
<p>土地利用調整課</p>	<p>元々通れるように使われた道路なんですか。</p>
<p>19番委員</p>	<p>畦道です。それをかさ上げして、今は民家が建っています。それが分断されているんです。子供達も私達の道を通っていくわけです。そこの里道が通ればいいんだけど、そこで切れて、空間が残っています。通れるような状態でなく、なぜこんなことをしたのかと思います。</p>
<p>土地利用調整課</p>	<p>そこは開発者と管理者との話で、形状とか使っている人のことを考えての同意はされているはずなんですけど、現場を見ないとわかりません。後でくわしく場所を聞いていいですか。見てみないと何とも言えません。</p>

議 長	他にございませんか。
1 1 番委員	4 mは開発をするために4 mにするということですか。
土地利用調整課	開発するためには、6 mが必要です。開発に該当しない場合、一軒家とかを作る際には4 mでもできますよということです。指定既存集落という区域に該当しないといけないのですが、その中で4 mが必要ですよということです。
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>また、何かございましたら、個別にでも相談していただけたらと思います。</p> <p>それでは、これで、この会場での研修を終了いたします。</p> <p>松寄様、下松様におかれましては、お忙しい中、ありがとうございました。</p> <p>ここで、事務局から連絡事項をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(農地利用最適化推進委員の応募結果の説明)</p> <p>来月、任命後の新しい体制となつてからの第1回総会を、5月2日(月)午前10時30分から開催します。開催場所につきましては、鹿児島市役所みなと大通り別館6階会議室でございます。</p> <p>市議会において承認されました対象の方へは、開催通知を発送済です。ご出席をお願いします。</p> <p>次に、第2回総会を、5月30日(月)午前10時から開催いたします。場所は、中央公民館となっております。</p> <p>開催の案内を、後日送付いたしますので、ご確認くださいませようお願いします。農林水産春まつりへの参加についてでございます。</p> <p>平成28年5月22日(日)午前10時～午後3時まで都市農業センターにおいて開催されます。</p> <p>農業委員会事務局としても参加し、農業委員会をアピールいたします以上です。</p>
議 長	<p>私の方から連絡事項を致します。</p> <p>お手元に県の農業会議の方から熊本地震の義援金についてお願いがきております。鹿児島市の農業委員会でも募金活動を実施して、義援金を送付致したいと思っております。本日入り口に募金箱を設置しております。募金のお願いを致したいと思っております。よろしく申し上げます。</p> <p>それと、本日6時から懇親会がレクストン鹿児島で開催されます。出席の方はよろしく申し上げます。</p>

ここで、本日をもって3年間の任期が満了となります。勇退される方から、それぞれ一言ずつご挨拶をいただきたいところですが、時間の関係上、部会長である私の方から代表で挨拶をいたします。

(部会長挨拶)

以上で、振興部会を終了します。お疲れ様でした。

(午後4時45分 閉会)